

"要入院" まだ十人も

水俣病 患者 治療体制を強化へ

経済的な問題など深刻な家庭の事情で現在自宅療養している水俣病患者の中で、せひ入院を必要とする重症患者が十人もいることが再確認され、水俣市衛生課と市立病院は近く行なわれる水俣病審査協議会の再診察のカルテを資料に、治療体制の強化に乗り出すことになった。

現在、水俣病として認定されている患者は六十九人で、うち重症で市立湯の尻リハビリテーションセンターに入院している患者は十二人。ところが、市衛生課と市立病院が政府の公費認定後、改めて患者の実態を再調査したところでは、自宅療養者の中で多くに入院を必要とする重症患者が十人もいた。

この十人の内訳は市内月の浦地区に三人、茂道、出月、湯磐、百間地区に各一人、蘇北郡津奈木町に一人、鹿児島県出水市に二人で、九歳から五十三歳までいるが、うち五人は胎児性や一、三歳のころ発病した子どもたち。自力

で食事や用便もできないほどで、発病当時は二、三カ月から一年間ぐらいい応入院していた人たちがかり。

しかし、ほとんどが当時あまりの重症になおるのをあきらめたの

はちろん、入院治療費や付き添い看護などの問題で、経済的に困窮状態におちいり、退院をやむなくせられたケース。その後、病状はいつころに回復のきざしも見えないまま入院もしないで自宅療

養している現状。

そこで、この事態を重視した市衛生課と市立病院は近く現地で行なわれる水俣病審査協議会の再診察の結果とにらみ合わせながら、市立病院内のケースワーカーがこれまで調査した各患者の家族構成など生活状態や経済的な問題なども参考資料にして、総合的な診断

のもとに医療体制の強化を図ることになっている。

一方、厚生省では公費認定前に水俣市を訪れた園田厚相が、水俣病に関して①公費医療費法の制定を早急に実現し、公費医療費用について国および企業が全額負担してほしい②水俣病の重症患者一人一人に付き添い看護人を配置してほしい―など五項目にわたる市としての陳情事項について、近く公営に関する立法化のさい十分考慮することを約束しており、市衛生課もすでに各患者の実態について細かな分析資料を厚生省に提出、医療補助面などの予算充実に強力に働きかけている。